

編集発行人 税理士 細見 秀 樹
〒663-8113 西宮市甲子園口2丁目9番2号 米田ビル203 TEL: 0798-66-3400
お問い合わせメールアドレス: taxes@hosomi-office.com

法人法

★ 使用人兼務役員に対する退職金

Q. 使用人兼務役員の使用人部分を解き、役員にしようと思います。この際に支払う退職金は、どのように取り扱われますか？

A. 使用人兼務役員が使用人としての職務を解かれ、副社長や専務取締役など使用人兼務役員とされない役員になった場合に支給される退職金は、原則として、退職給与にならず、その役員に対する給与として取り扱われることとなっています。

役員給与になりますと、定期同額給与にも事前確定届出給与、業績連動給与にも該当しないことから、損金算入ができないこととなりますが、次のすべてに該当するときには、使用人に対する退職給与として損金算入が認められることとなっています。

- ① 過去において使用人から使用人兼務役員に昇格した者(使用人であった期間が相当の期間であるものに限り)で、その昇格をした時に使用人であった期間に係る退職金の支給をしていないこと
- ② 支給した金額が使用人としての退職給与規程に基づき、使用人であった期間及び使用人兼務役員であった期間を通算して、その使用人としての職務に対する退職金として計算され、かつ、退職金として相当な金額であると認められること

★ 決算賞与

Q. 今期は大きなスポット収入があり、かなり利益が上がりそうです。決算賞与を支給しようと思いますが、注意する点はありますか？

A. 法人税では、使用人に対して支給する賞与は、原則として、その支給をした日の属する事業年度の損金になるとされています。

したがって、決算賞与を今期の損金にしようとするなら、今期中に支給額を決定して、支給しなければならないということになりますが、例外的に、次の一定の要件を満たす場合には、未払賞与でも損金算入が認められることとなっています。

- ① その支給額を、各人別に、かつ、同時期に支給を受けるすべての使用人に対して通知していること
- ② ①の通知をした金額を、その通知をしたすべての使用人に対しその通知をした日の属する事業年度終了の日の翌日から1月以内に支払っていること
- ③ その支給額につき、①の通知をした日の属する事業年度において損金経理をしていること

なお、この取扱いは、法人が支給日に在職する使用人のみに賞与を支給することとし

ている場合には適用されないこととなっていますので、退職した者についても賞与を支給しなければなりません。未払賞与を計上する場合は、この点に注意が必要です。

<https://www.nta.go.jp/about/organization/kanazawa/bunshokaito/hojin/kessanjouyokin/kessanjouyokin-besshi.htm>

所得税法

★ 源泉徴収における推計課税（令和2年度税制改正大綱）

Q. 令和2年の税制改正で、源泉徴収における推計課税制度が創設されたとか。どのようなのですか？

A. 令和2年の税制改正では、源泉徴収における推計課税制度が創設されます。主な内容は、次のとおりです。

①源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合において、税務署長がその源泉徴収義務者からその給与等の支払に係る所得税を徴収するときは、その給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質、その提供の程度その他の事項により、その給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推定等をして、これを行うことができる。

②税務署長は、①によりその給与等の支払を受けた者ごとの支払金額及びその支払の日の推定等を行うことが困難である場合は、給与等の支払の日が各月末日であるものとし、給与等の支払金額の総額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これを給与等の支払金額の総額の計算の基礎となる期間の月数で除して計算した金額を、その支払を受けた者ごとの各月の給与等の支払金額として、所得税を徴収することができる。

③税務署長は、②の場合、源泉徴収義務者の収入もしくは支出の状況又は生産量、販売量その他事業の規模等により、推計して所得税を徴収することができる。

相続税法

★ 生命保険金の受取人を遺言で変更している場合

Q. 父は、私が生命保険の受取人になっている契約を、弟と半分ずつ受け取るよう遺言していました。この場合の取扱いはどうなりますか？

A. 生命保険金の受取人の変更は、保険契約者の一方的意思表示によって効力が生じ、その意思表示は必ずしも保険者に対してであることを要せず、新旧受取人のいずれに対してもよく、これによって直ちに効力を生じ、保険者への通知は保険者に対する対抗要件にすぎないとされています。

したがって、あなたが受取人になっていた生命保険金の受取人が、遺言で兄弟2人に変更されていたということであれば、その保険金は半分ずつ取得したものとして相続税の課税価格の計算をすることになります。

なお、この場合には遺言によって受取人を変更したという考え方のほかに、生命保険金に相当する金銭の分割方法を指定したとも考えられ、この場合には、生命保険金の全額がみなし相続財産となり、あなたがすべてを一度取得して、半分相当額を兄弟に渡し

(代償債務といいます)、兄弟はその半分に相当する金額の代償債権を取得するという内容の申告書を作成することになります。

消費税法

★ 消費税の仕入税額控除制度の適正化（令和2年度税制改正大綱）

Q. 令和2年の税制改正で、消費税の仕入れ税額控除制度の適正化が図られたとか。どのようなになるのですか？

A. 令和2年の税制改正では、居住用賃貸建物の取得等に係る消費税の仕入税額控除制度等の適正化が図られました。

具体的には、消費税は居住用賃貸建物を取得しても、住宅の家賃収入が非課税のため、仕入税額控除の適用が制限されてしまいますが、金地金等の売買を繰り返し行い、課税売上割合を意図的に高めて、不当に消費税の還付を受けるというスキームが行われるようになったことから、これを規制するため、**居住用賃貸建物の課税仕入れについては、原則、仕入税額控除を適用しないこととされました。**ただし、居住用賃貸建物の住宅の貸付けの用に供しないことが明らかな部分については、引き続き仕入税額控除の対象とされます。

また、居住用賃貸建物について、その仕入れの日から同日の属する課税期間の初日以後3年を経過する日の属する課税期間の末日までに、住宅の貸付け以外の貸付け又は譲渡をした場合には、それまでの居住用賃貸建物の貸付け及び譲渡対価の額を基礎に計算した金額を、その課税期間又は譲渡した日の属する課税期間の仕入控除税額に加算して調整することとされます。

★ 消費税の確定申告期限の延長（令和2年度税制改正大綱）

Q. 令和2年の税制改正で、消費税の確定申告期限が延長される制度が創設されるとか。どのようなになるのですか？

A. 令和2年の税制改正では、**消費税の確定申告期限が延長制度が創設されました。**

現行、法人税には申告期限の延長の特例があり、申告期限を原則1か月延長し、申告期限を決算日から3か月後とすることができますが、消費税には、このような申告期限を延長する特例がないため、法人税の申告期限は決算日から3か月後、消費税は2か月後と、それぞれ申告期限が異なるという取扱いになっていました。

そこで、今年度の税制改正においては、企業の事務負担等を考慮して、消費税の申告期限も法人税と同様に1か月延長する特例措置が創設されることとなりました。

ただし、法人税では、決算日の翌日から3か月以内に定時株主総会を招集できない常況にある場合は、最大4か月の延長が認められていますが、消費税においては、延長期限はあくまでも1か月となり、**法人税の申告期限の延長制度の適用を受けている法人が対象になるとのことで、消費税だけ期限延長を受けることはできないとのことです。**

この制度は、令和3年3月31日以後終了年度から適用されます。